

## 第17 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 病原体等の検査のための施策に関する事項

### 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供の ための施策

- (1) 県等は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者等の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等についての計画を定め、公表する。
- (2) 県は、感染症の患者等の発生を予防し、まん延を防止するために緊急の必要があると判断したときには、感染症の患者等の病状、年代別の致死率、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講ずる。
- (3) 国が感染症の患者等の発生を予防し、まん延を防止するために緊急の必要がある、又は新感染症の患者等の発生や生物テロ<sup>57</sup>が想定されると判断した場合等において、県は、国が発出する指示を踏まえ、必要に応じて国の職員や専門家の派遣等の支援等を受け、国と連携して迅速かつ的確な対策を講ずる。

### 2 緊急時における国と地方公共団体との連絡体制

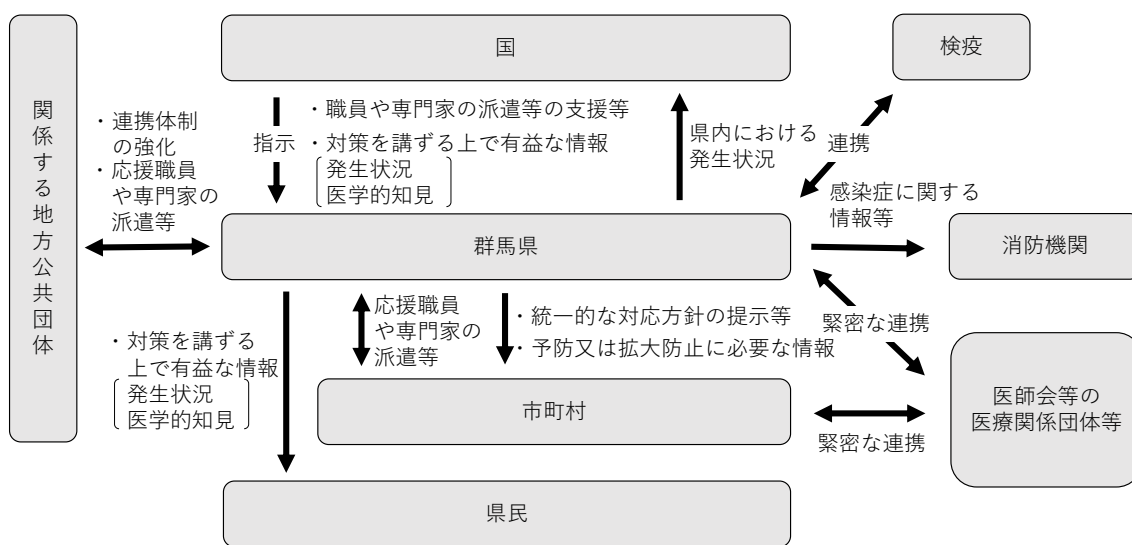
- (1) 知事等は、法第12条第2項の規定に基づく国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合、その他感染症への対応について緊急と認める場合には、国との緊密な連携を図る。
- (2) 知事等は、検疫所から感染症の患者等に関する情報提供を受けた場合には、当該検疫所等と連携し、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。
- (3) 県等は、緊急時における国からの連絡を迅速かつ確実に受けられる体制を整備する。
- (4) 緊急時においては、県等は国から感染症の患者等の発生状況や医学的な知見など、県等が対策を講ずる上で有益な情報の提供を受けるとともに、当該地域における患者等の発生状況等について、できるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携を図る。

<sup>57</sup> 生物剤（微生物であって、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するもの）がテロリストの兵器として使用される事案。

### 3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

- (1) 県及び市町村は、関係する地方公共団体と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。また、県等は、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に提供する。
- (2) 県等は、関係市町村に対して、感染症の予防又は感染拡大防止のために必要な情報を提供する。また、知事と保健所設置市の長との緊急時における連絡体制を整備する。
- (3) 県は、複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、県内の統一的な対応方針を提示するなど、市町村間の連絡調整を行うなどの指導的役割を担うものとする。
- (4) 県は、複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はその恐れがある場合には、関係する都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置するなどの連絡体制の強化に努める。

【図19 緊急時における関係機関との連携体制】



### 4 関係団体との連絡体制

県及び市町村は、それぞれ医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図る。

## 5 緊急時における情報提供

県等は、緊急時において、県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など県民が感染予防等の対策を講ずる上で有益な情報を、個人情報に十分配慮した上でパニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供する。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行う。

### 連携協議会委員等からの意見・要望

・致死率により対応方法が変わるので最も有効な手段を講じていかなければならない。